

秋田県公報

目 次

教育委員会規則

○教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則(七・義務教育課)……………1

○公立学校教員に係る教育公務員特例法第二十五条の二第五項及び第六項の規定に基づく手続き等に関する規則(八・義務教育課)……………1

教育委員会規則

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 伊藤 美津子

秋田県教育委員会規則第七号

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法施行細則(平成元年秋田県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改める。

別表第一第一号(一)の表中

一八		
五		

一四	一六	一八
三	四	四

を

一六	五
一三	五

に改め、同号(三)の表中

三	三	三
---	---	---

を

四	四	四
---	---	---

に改め、同号(五)の表中

六	七	八	九
八	九	一〇	一一
五	六	七	七

を

五	七	八	九
---	---	---	---

七	九	一〇	一一
八	八	八	八

に改め、同号(六)の表中

一四	一五	一七	一八
----	----	----	----

三	四	五	五
---	---	---	---

を

一二	一五	一七	一八
六	六	六	六

に改め、同表第

一三	三
一三	三

を

一三	一三
----	----

一〇	一〇
三	三

を

五	六
九	一〇

二	四
---	---

に改め、同号(三)の表中

五

を

八	二五
---	----

に改め、同号(四)の表中

三	二五
---	----

を

六	二五
---	----

に改

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

公立学校教員に係る教育公務員特例法第二十五条の二第五項及び第六項の規定に基づく手続き等に関する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

秋田県教育委員会規則第八号

公立学校教員に係る教育公務員特例法第二十五条の二第五項及び第六項の規定に基づく手続き等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号。以下「法」という。)第二十五条の二第五項及び第六項の規定に基づき、意見の聴取、事実の確認の方法並びに児童又は生徒(以下「児童等」という。)に対する指導が不適切である

この認定の手續及び指導改善研修を受けた者の児童等に対する指導の改善の程度に関する認定の手續に關し、必要な事項を定めるものとする。

(指導が不適切である教員の認定の申請等)

第二条 市町村教育委員会又は県立学校の長は、当該市町村教育委員会又は県立学校に所属する公立学校教員(秋田県教育委員会(以下「県教育委員会」という。))の任命に係る教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び養護助教諭並びに講師(非常勤の講師を除く。)をいう。以下同じ。)が精神疾患その他の疾患以外の理由により次条第一項各号のいずれかに該当すると思われ、かつ、法第二十五条の二第一項に規定する指導改善研修(以下「指導改善研修」という。)を受けることにより児童等に対する指導が改善すると思われるときは、県教育委員会に対し、次に掲げる書類を添えて、同項に規定する認定の申請をしなければならない。

一 当該公立学校教員の児童等に対する指導状況及び学校における当該公立学校教員に係る研修等の状況に関する報告書
二 当該公立学校教員からの意見の聴取書

(指導が不適切である教員の認定)

第三条 県教育委員会は、前条の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る公立学校教員が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定をするものとする。

一 教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、児童等に対する学習指導を適切に行うことができないと認められるとき。
二 指導方法が不適切であるため、児童等に対する学習指導を適切に行うことができないと認められるとき。

三 児童等の心理を理解する能力又は意欲に欠け、学級経営又は生徒指導を適切に行うことができないと認められるとき。
四 前三号に掲げる場合のほか、公立学校教員としての資質に問題があり、学習指導、学級経営、生徒指導等を適切に行うことができないと認められるとき。

2 県教育委員会は、前項の認定をしようとするときは、事実関係について必要な調査を行うものとし、必要に応じて当該認定に係る公立学校教員から意見の聴取を行うことができる。
(指導改善研修)

第四条 県教育委員会は、前条第一項の規定により認定を受けた者に対して、指導改善研修を実施するものとする。

第五条 県教育委員会が行う法第二十五条の二第四項の規定による認定の改善の程度に関する認定)

る認定は、次に掲げる程度のいずれに該当するかについて行うものとする。

一 児童等に対して適切に指導を行うことができる程度
二 児童等に対する指導が不適切であるが、更に指導改善研修を実施した場合、前号に掲げる程度までの改善が見込まれる程度

三 児童等に対する指導が不適切であり、更に指導改善研修を実施した場合であっても、第一号に掲げる程度までの改善が見込まれない程度
(指導改善研修後の措置)

第六条 県教育委員会は、研修受講者(指導改善研修を受けた者をいう。以下同じ。)の指導の改善の程度が前条第一号に掲げる程度に該当すると認定したときは、当該研修受講者に対して行った第三條第一項の認定を取り消し、当該研修受講者を所属する学校における職務に復帰させるものとする。

2 県教育委員会は、研修受講者の指導の改善の程度が前条第二号に掲げる程度に該当すると認定したときは、当該研修受講者に対し、再度指導改善研修を実施するものとする。

3 県教育委員会は、研修受講者の指導の改善の程度が前条第三号に掲げる程度に該当すると認定したときは、当該研修受講者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

一 当該研修受講者が市町村立学校に勤務する者であるとき
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十七条の二第一項の規定による県費負担教職員の免職及びこれに引き続く県の常時勤務を要する職への採用又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第一項による免職(以下「分限免職処分」という。)

二 当該研修受講者が県立学校に勤務する者であるとき
県教員(教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)第二条第一項に規定する教員をいう。)以外の職(指導主事及び校長を除く。)への異動又は分限免職処分
(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、公立学校教員に係る法第二十五条の二第五項及び第六項の規定に基づく手續等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。
附則
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862 8766 FAX 863 0005
E-mail: matsubara@matshbaransatsu.co.jp

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄